

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 正会員入会承認規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(以下「EMA」という。)へ、正会員としての入会申し込みの際の承認手続について定めるものとする。

(承認手続)

第2条 代表理事は、定款第10条に基づく正会員の承認については、別紙に定めるフローにより承認を行うものとする。

(規則の改廃)

第3条 この規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2 この規則の効力は、改廃があった後、EMAのホームページに公開された日に発生するものとする。

(施行期日)

制定 平成20年10月6日

改正 平成20年12月3日

入会承認フロー

